

# 岩見沢市文化センター条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

## 第2 改正の内容

岩見沢市文化センターの使用料の引上げを行う。

## 第3 施行期日

- (1) 第1条 令和8年4月1日
- (2) 第2条 令和9年4月1日
- (3) 第3条 令和10年4月1日

岩見沢市条例第39号

岩見沢市文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市文化センター条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

使用料

種別	曜日	区分			
		時間	午前 9:00 ～12:00	午後 13:00 ～16:30	夜間 17:30 ～22:00
ホール	平日	市民	市民	市民	市民
		10,000円	15,000円	24,700円	49,700円
		市民以外	市民以外	市民以外	市民以外
	土曜 日曜 祝日	25,000円	29,180円	37,500円	91,680円
		市民	市民	市民	市民
		12,700円	19,400円	32,000円	64,100円
展示室		市民以外	市民以外	市民以外	市民以外
		30,000円	35,030円	45,020円	110,050円
展示室		3,700円	3,700円	3,720円	11,120円

音楽室		4,360 円	5,160 円	6,920 円	16,440 円
リハーサル室		2,120 円	2,460 円	3,160 円	7,740 円
練習室 A (和室)		4,000 円	4,600 円	6,000 円	14,600 円
練習室 B		2,100 円	2,440 円	3,140 円	7,680 円
会議室兼 創作室		1,640 円	1,900 円	2,440 円	5,980 円

#### 備考

- 委員会は、使用者が使用当日において、あらかじめ許可された使用時間を超えて引き続き使用することとなる場合においては、文化センターの運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、延長時間 1 時間（1 時間未満は 1 時間とする。）につき当該各区分の 1 時間当たりの額とする。
- 入場料、会費若しくは名称のいかんを問わずこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利若しくは営業目的のために使用する場合の使用料は、別表（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）及び前項により算定して得た額に、次に掲げる区分に応じ（入場料等の額が 2 種類以上定められているときは、その最高額を基準とする。）、該当する割合を加えた額とする。ただし、入場料等が 500 円以下で、かつ、営利若しくは営業を目的としない場合又はホールを市内にある社会教育関係団体が使用する場合には、この項の規定は適用しない。

区分		割合
営利又は 営業目的 入場料等を徴収しない又は入場料等が 1,000 円以下の場合		ホール 10 割
		展示室 35 割
		その他 20 割

	入場料等が 1,000 円を超える場合	ホール 20 割
		展示室 35 割
		その他 20 割
	入場料等が 3,000 円を超える場合	ホール 30 割
		展示室 35 割
		その他 30 割
営利又は 営業目的 以外	入場料等が 500 円を超える場合	全室 10 割
	入場料等が 1,000 円を超える場合	全室 20 割
		全室 30 割

3 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前2項により算定して得た額（以下「基本料金」という。）に冬期加算料（当該基本料金の8割の額）を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外において暖房を使用する場合は、この項の規定を適用する。

4 前3項により算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を使用料とする。

第2条 岩見沢市文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表ホールの項及び展示室の項を次のように改める。

ホール	平日	市民 15,000 円 市民以外 25,000 円	市民 22,300 円 市民以外 29,180 円	市民 30,000 円 市民以外 37,500 円	市民 67,300 円 市民以外 91,680 円
	土曜 日曜 祝日	市民 19,000 円 市民以外 30,000 円	市民 28,020 円 市民以外 35,030 円	市民 36,010 円 市民以外 45,020 円	市民 83,030 円 市民以外 110,050 円
展示室		4,200 円	4,900 円	5,580 円	14,680 円

第3条 岩見沢市文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表ホールの項及び展示室の項を次のように改める。

ホール	平日	市民 20,000 円	市民 23,340 円	市民 30,000 円	市民 73,340 円
		市民以外 25,000 円	市民以外 29,180 円	市民以外 37,500 円	市民以外 91,680 円
		土曜 日曜 祝日	市民 24,000 円 市民以外 30,000 円	市民 28,020 円 市民以外 35,030 円	市民 36,010 円 市民以外 45,020 円
展示室		4,200 円	4,900 円	6,400 円	15,500 円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年4月1日から、第3条及び附則第4項の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市文化センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市文化センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第3条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市文化センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。